

障害福祉人材求人活動支援事業補助金

本市の障害福祉人材の確保を図るため、市内障害福祉事業所を開設している又は開設する予定のある法人が行う求人活動に係る費用を一部助成します。

対象経費

- 1 魚沼市内の障害福祉人材求人活動のため作成するチラシ等の印刷製本費
- 2 魚沼市内の障害福祉人材求人活動のためチラシ等に情報を掲載した広告費
- 3 1、2のチラシ等を配布折り込みする手数料

補助額

- 1 法人5万円又は対象経費全額のいずれか少ない方の額
※消費税は、補助額に含みません。
※他の補助対象となっている場合は、補助対象外とします。

対象者

次の要件をすべて満たす者

- 1 申請日時点において市内に障害福祉事業所を開設している又は開設する予定のある法人
- 2 納付期限の到来した市税を完納している者（法人登録の市役所等での証明書を提出）
- 3 魚沼市暴力団排除条例（平成23年魚沼市条例第31号）第2条第1号又は第2号に該当しない者

補助金の返還

補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し返還を求めることがあります。

必要書類

障害福祉人材求人活動支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に下記の①～⑥の書類を添付して提出してください。（様式は市ホームページよりダウンロード可能です。）

- ①対象経費となるものの請求書の写し
- ②①の請求内容のわかる明細書の写し
- ③対象経費となるものの領収書の写し又は振込したことがわかるもの
- ④作成、掲載したチラシの原本
- ⑤市税の納税証明書
- ⑥その他市長が必要と認める書類